

令和 3 年度

市川市自治会連合協議会

定 期 総 会



総 会 次 第

1. 頭 章 市川市自治会連合協議会会長頭章 1 頁
2. 議 事
 - 議案第1号 令和2年度市川市自治会連合協議会事業報告 4 頁
 - 議案第2号 令和2年度市川市自治会連合協議会収支決算 7 頁
 - 令和2年度市川市自治会連合協議会監査報告 10 頁
 - 議案第3号 令和3年度市川市自治会連合協議会事業計画（案） 11 頁
 - 議案第4号 令和3年度市川市自治会連合協議会予算（案） 15 頁

顕彰者名

(敬称略 順不同)

<表彰状の部>

◎ 自治会長として通算25年(1名)

岸 田 浩 一 国府台2丁目町会

<感謝状の部>

◎ 自治会長として通算15年(5名)

大 森 喜 市	大洲自治会
増 田 定 男	須和田第1自治会
依 岡 顯 明	市川中山団地自治会
三 橋 二 三 男	大野町4丁目自治会
吉 永 憲 嗣	第2市川グリーンハイツ自治会

◎ 自治会長として通算10年(4名)

湯 浅 勇 司	市川1丁目第2町会
及 川 光 治	大野町1丁目自治会
畑 中 博 明	富浜3丁目自治会
石 倉 栄 司	日之出自治会

◎ 自治会長として通算5年（17名）

安	倍	亨	新田5丁目自治会
近	藤	禮次郎	国府台6丁目自治会
伊	藤	三平	八幡門前自治会
	森	正義	大芝原自治会
佐	藤	真知子	ライオンズマンション市川本八幡自治会
浅	川	博之	曾谷第2自治会
日	光	三代治	曾谷第5自治会
溝	田	豊彦	宮久保連合自治会
松	丸	辰男	下貝塚2丁目自治会
小	川	隆啓	高石神自治会
柴	山	温行	梨風苑自治会
大	野	浩二	ばらき苑自治会
横	川	貞夫	妙典3丁目自治会
西	山	富美雄	幸1丁目自治会
神	谷	成昭	妙典南自治会
上	田	義和	ヴェレーナシティⅡ自治会
市	村	節雄	新井3丁目自治会

◎自治会長として2年以上5年未満の退任者（14名）

※令和3年5月10日までに退任の届け出のあった方を掲載しております。

和	木	久	夫	パークシティ市川自治会
井	上	健	司	古八幡自治会
堀	内	謙	一	高谷自治会
青	山	徳	行	本行徳3丁目自治会
田	所	英	志	本行徳4丁目自治会
萩	原	松	博	本塩自治会
岩	寄	政	夫	関ヶ島自治会
高	瀬	一	男	伊勢宿自治会
奥	田	榮		妙典1・2丁目自治会
田	所	則	行	押切自治会
宮	田	義	則	湊自治会
木	村	良	人	湊新田自治会
今	井	英	明	香取自治会
狩	野	一	廣	欠真間自治会

令和2年度 市川市自治会連合協議会事業報告

市川市自治会連合協議会が令和2年度に行った事業は、次のとおりです。

月日	項目	内容
令和2年 4. 1	監査会	・令和元年度市川市自治会連合協議会の会務及び収支決算について監査を行いました。
4. 17	第1回常任理事会 理事会 【書面表決】	1. 令和元年度事業報告について 2. 令和元年度決算報告について 3. 令和2年度事業計画（案）について 4. 令和2年度予算（案）について
5. 15	第56回定期総会 【書面表決】	<顕彰> 市川市自治会連合協議会会長顕彰者 26名 <議題> 1. 令和元年度市川市自治会連合協議会事業報告 2. 令和元年度市川市自治会連合協議会収支決算 3. 令和元年度市川市自治会連合協議会監査報告 4. 令和2年度市川市自治会連合協議会事業計画(案) 5. 令和2年度市川市自治会連合協議会予算(案)
6. 26	第1回広報宣伝部会	・副部長の選任について ・連協広報第93号の記事の執筆分担について ・連協広報発行までの日程について などを協議
7. 6	第1回事業推進部会	・令和2年度事業計画について などを協議
7. 8	第2回広報宣伝部会	・連協広報第93号の記事の読み合わせについて などを協議
7. 22	第2回常任理事会 理事会 【書面表決】	1. 自治（町）会長宿泊研修会の中止について 2. 市との共催による講演会の中止について 3. 連協広報第93号の発行について
8. 19	連協広報発行	・連協広報第93号を発行しました。
10. 12	第1回協働促進部会	・令和2年度の地域活動育成塾について ・新しい生活の中での地域の絆について ・オンラインいちかわ市民まつりについて などを協議
10. 16	第3回広報宣伝部会	・連協広報第94号の記事の執筆分担について ・連協広報発行までの日程について などを協議
11. 3	オンラインいちかわ 市民まつり参加	・団体の紹介をする「いちかわでActする」のページで参加
11. 12	第4回広報宣伝部会	・連協広報第94号の記事の読み合わせについて などを協議
11. 20	第3回常任理事会 ----- 第3回理事会 【書面表決】	1. 連協広報第94号の発行について 2. 連協予算の流用について などを協議

月	項 目	内 容
4月～ 翌3月	自治会役員顕彰	自治(町)会役員として功績のあった方に対して、自治会連合協議会より表彰を行いました。
4月～ 翌3月	自主防災訓練	各地区連、自治(町)会による自主防災訓練を実施しました。 訓練内容：消火、避難、応急救護、通報訓練等 回 数： 4回 (4自治会)
4月～ 翌3月	明るい選挙推進 に協力	明るい選挙推進のため、各種団体と協力して啓発活動を展開いたしました。
5月 ～12月	各種募金に協力	日本赤十字社・赤い羽根募金・歳末たすけあい募金に協力いたしました。
4月～ 翌3月	地域ケアシステムや サロン活動の展開に 協力	市川市が推進する地域ケアシステムや サロン活動の展開に協力いたしました。
4月～ 翌3月	自治会への加入促進に 協力	地域の絆を深めるため、自治会への加入促進に協力しました。
4月～ 翌3月	節電に協力	国や市の取り組みに呼応し、LED型防犯灯の設置推進 など、節電の取り組みに協力いたしました。
4月～ 翌3月	安全・安心な まちづくりの 推進に協力	防災拠点への参加などの防災活動や防犯活動に 協力いたしました。

議案第2号

令和2年度 市川市自治会連合協議会収支決算書

収入の部

単位:円

科目	目	予算額	収入済額	増減	説	明
1. 会費		11,421,060	11,259,696	△ 161,364		
2. 補助金		550,000	0	△ 550,000		
3. 寄付金		1,000	0	△ 1,000		
4. 負担金		1,657,000	0	△ 1,657,000		
5. 連協広報紙等企業協賛金		410,000	30,000	△ 380,000		自治会長便利帳の広告収入
6. 繰越金		3,372,957	3,372,957	0		前年度繰越金
7. 雑収入		983	44	△ 939		預金利息
収入合計		17,413,000	14,662,697	△ 2,750,303		

支出の部

単位:円

科目	当初予算額	流用額	予算額計	支出済額	予算残額	説明
1. 会議費	1,322,000		1,322,000	340,665	981,335	総会費(313,276円)、会館使用料等(27,389円)
2. 事業費	12,463,000	0	12,463,000	5,707,478	6,755,522	
①印刷費	2,381,000		2,381,000	1,461,108	919,892	連協広報紙(1,097,888円)、自治会長便利帳(257,400円)、自治(即)会長名簿(105,820円)
②加入促進費	855,000		855,000	0	855,000	
③研修費	4,925,000	△ 1,839,000	3,086,000	0	3,086,000	※2. 事業費 ⑩消耗品費へ流用
④旅費	336,000		336,000	0	336,000	
⑤負担金	159,000		159,000	43,220	115,780	全国自治会連合会年会費(23,220円)、千葉県自治会連合会負担金(20,000円)
⑥地区運活動費	2,457,000		2,457,000	2,450,000	7,000	地区連合会交付金
⑦防災活動費	800,000		800,000	21,100	778,900	単一自治会防災訓練等補助金(4自治会21,100円)
⑧協働促進費	350,000		350,000	0	350,000	
⑨賛助金	200,000		200,000	0	200,000	
⑩消耗品費	0	1,839,000	1,839,000	1,732,050	106,950	事業用消耗品(ゴミ袋483,550円、体温計1,248,500円) ※研修費から流用
3. 事務費	1,936,000		1,936,000	1,072,315	863,685	
①消耗品費	150,000		150,000	6,262	143,738	事務用消耗品等
②通信費	550,000		550,000	199,266	350,734	各種通知用葉書等
③使用料等	735,000		735,000	378,627	356,373	印刷機賃借料(200,880円)、コピー使用料(72,753円)、ファックス使用料(42,184円)、ホームページ使用料(28,710円)、貸金庫使用料(7,700円)、複合機新庁舎移転費・回線工事費(26,400円)
④保険料	500,000		500,000	488,160	11,840	施設賠償責任保険(防犯灯・掲示板)
⑤備品購入費	1,000		1,000	0	1,000	
4. 雑費	72,000		72,000	14,185	57,815	クリーニング代等、地区連合会交付金振込手数料
5. 慶弔費	150,000		150,000	47,000	103,000	弔慰金・生花1件、お見舞金4件
6. 交際費	150,000		150,000	23,668	126,332	新聞広告掲載料等
7. 積立金	300,000		300,000	300,000	0	連協創立60周年記念式典積立金
8. 修理費	10,000		10,000	0	10,000	
9. 予備費	1,010,000		1,010,000	0	1,010,000	
支出合計	17,413,000	0	17,413,000	7,505,311	9,907,689	

収入済額合計 14,662,697 円

支出済額合計 7,505,311 円

差引残額 7,157,386 円 令和3年度予算への繰越金

令和2年度 義援金会計

単位:円

科 目	収 入 額	支 出 額	済 済 額
災害義援金	168,889		168,889
合 計	168,889		168,889

令和2年度 委託金会計

単位:円

科 目	収 入 額	支 出 額	済 済 額
自治会事務委託費	90,329,616		90,329,616
合 計	90,329,616		90,329,616

令和2年度 積立金会計

単位:円

科 目	本 年 度 積 立 額	前 年 度 繰 越 額	本 年 度 利 息	積 立 金 総 額
創立記念積立金	300,000	1,501,282	1,021	1,802,303
合 計	300,000	1,501,282	1,021	1,802,303

上記のとおり会計決算をご報告いたします。

令和3年 4月 9日



市川市自治会連合協議会

会 長 滝 沢 晶 次



会 計 大 森 喜 市



会 計 岸 田 浩 一

令和2年度

市川市自治会連合協議会監査報告書

令和2年度市川市自治会連合協議会の会務および収支決算について
監査を行ったところ、その執行および経理事務は適正にして妥当と認めら
れました。

令和3年4月9日

市川市自治会連合協議会

監事 石原 俊一 
監事 坪井 正子 

令和3年度 市川市自治会連合協議会事業計画（案）

月 日	項 目	内 容
令和3年 4. 9	監査会	<監査> ・ 令和2年度市川市自治会連合協議会の会務 および経理について
4. 16	第1回常任理事会 第1回理事会 【書面表決】	<議題> ・ 令和2年度監査結果報告について ・ 令和3年度事業計画（案）について ・ 令和3年度予算（案）について
5. 21	第57回定期総会	<顕彰> ・ 市川市自治会連合協議会会長顕彰 <議題> ・ 令和2年度市川市自治会連合協議会事業報告 ・ 令和2年度市川市自治会連合協議会収支決算 令和2年度市川市自治会連合協議会監査報告 ・ 令和3年度市川市自治会連合協議会事業計画(案) ・ 令和3年度市川市自治会連合協議会予算(案)
6. 中旬	新会長研修会 【中止】	<研修会> ・ 自治会の目的と役割、委託事務・補助制度等 ・ 意見交換 等
6. 中旬	事業推進部会	<議題> ・ 事業計画について ・ 役員日帰り研修会について ・ 会長宿泊研修会について
	協働促進部会	<議題> ・ 事業計画について
6. 下旬	広報宣伝部会	<議題> ・ 事業計画について ・ 連協広報第95号について
	安心まちづくり部会	<議題> ・ 事業計画等について
7. 上旬	役員日帰り研修会	<研修会> 「福祉」をテーマに視察（予定） 視察先：茨城県つくば市 サイバーデザイン社
	広報宣伝部会	<議題> ・ 連協広報第95号の取りまとめについて
	女性会長会	<議題> ・ 事業計画について
7. 20	第2回常任理事会 第2回理事会	<議題> ・ 自治(町)会長宿泊研修会について ・ 市と共催による講演会について ・ 連協広報第95号の発行について
8. 上旬	協働促進部会	<議題> ・ 事業実施について
8. 18	広報宣伝部会	・ 連協広報第95号発行
8. 下旬	事業推進部会	<議題> ・ 会長宿泊研修会について ・ 市と共催による講演会について
9. 3 ～4	会長宿泊研修会	<研修会> 「防犯」をテーマに宿泊研修（予定） 視察先：栃木県宇都宮市 とちぎ男女共同参画センター ALSOKほっとライフ講座
9. 下旬	広報宣伝部会	<議題> ・ 市民まつりについて ・ 連協広報第96号について
	女性会長会	<議題> ・ 今後の活動について

10. 中旬	総務企画部会	<議題>・市民まつり及び行徳まつりについて
10. 31	行徳まつり	・自治会加入促進活動
10. 下旬	広報宣伝部会	<議題>・連協広報第96号について 会報づくり講習会の開催について
	事業推進部会	<議題>・市民まつり及び行徳まつりについて ・市と共催による講演会について ・経理事務講習会について
	協働促進部会	ボウリング大会（予定）
	安心まちづくり部会	防災啓発用チラシ等の配布を予定
11. 3	市民まつり	・自治会加入促進活動
11. 4	市と共催の講演会	<講演会>・第15回自治会連合協議会大講演会（予定） 会場：全日警ホール
11. 11	全国自治会連合会	・広島県で開催される全国大会に参加（予定）
11. 中旬	広報宣伝部会	<議題>・連協広報第96号について
	協働促進部会	<議題>・地域活動育成塾の開催について
11. 19	第3回常任理事会	<議題>・役員懇親会について
	第3回理事会	・連協広報第96号の発行について
11. 24	講習会	<講習会> 経理事務講習会
11. 26	講習会	<講習会> 会報づくり講習会
12. 16	役員懇親会	会場：市川グランドホテル
令和4年 1. 1	広報宣伝部会	・連協広報第96号発行
2. 上旬	協働促進部会	・地域活動育成塾
1. 下旬 ～2. 中旬	近隣7市住民自治 組織代表者会議	・近隣7市住民自治組織代表者会議（松戸市で開催）
3. 中旬	総務企画部会	<議題>・令和3年度事業報告・決算見込みについて ・令和4年度活動方針(案)・事業計画(案)について
	事業推進部会	<議題>・令和3年度事業報告・決算見込みについて ・令和4年度活動方針(案)・事業計画(案)について
	協働促進部会	<議題>・令和3年度事業報告・決算見込みについて ・令和4年度活動方針(案)・事業計画(案)について
3. 下旬	安心まちづくり部会	<議題>・令和3年度事業報告・決算見込みについて ・令和4年度活動方針(案)・事業計画(案)について
3. 23	第4回常任理事会 第4回理事会	<議題>・令和3年度事業報告・決算見込みについて ・令和4年度活動方針(案)

※令和3年度の事業計画につきましては、新型コロナウイルスの状況により、延期もしくは、中止となる可能性があります。

令和3年度 活動目標について

月	項 目	内 容
4月～ 翌3月	自治会役員顕彰	自治(町)会役員として功績のあった方に対して、自治会連合協議会より表彰を行います。
4月～ 翌3月	明るい選挙推進 に 協 力	明るい選挙推進のため、各種団体と協力して啓発活動を展開いたします。
5月 ～12月	各 種 募 金 に 協 力	日本赤十字社、赤い羽根募金、歳末たすけあい募金に協力いたします。
4月～ 翌3月	社会福祉協議会 会 員 募 集 に 協 力	お互いさまの「助けあい、支えあい、ふれあい」を目標に心豊かな地域づくりを目指した、社会福祉協議会会員募集に協力いたします。
4月～ 翌3月	地域ケアシステムや サロン活動の展開に協力	市川市が推進する地域ケアシステムやサロン活動の展開に協力いたします。
4月～ 翌3月	自治会への加入促進 を 推 進	地域の絆を深めるため、自治会への加入促進を推進いたします。
4月～ 翌3月	節 電 に 協 力	国や市の取り組みに呼応し、LED型防犯灯の設置推進など、節電の取り組みに協力いたします。
4月～ 翌3月	安全・安心なまちづくりの 推 進 に 協 力	防災拠点への参加などの防災活動や防犯活動に協力いたします。

【参考】

防 災 講 演 会 ・ 体 験 学 習 会 輪 番 予 定 表

年 度	防災講演会	防災体験学習会	備 考
令和 3年度	中止	中止	
4	宮久保・下貝塚、市川東部	行徳、南行徳	
5	市川第2、国府台	国分、大柏	
6	八幡、信篤・二俣	市川第1、市川東部	
7	行徳、南行徳	国府台、真間	
8	市川第1、菅野・須和田	曾谷、信篤・二俣	
9	市川東部、国分	八幡、宮久保・下貝塚	
10	真間、曾谷	行徳、南行徳	

令和3年度市川市自治会連合協議会予算書(案)

収入の部

単位:円 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減(△減)	説 明
1. 会 費	11,330,424	11,421,060	△ 90,636	134,886世帯×7円×12カ月
2. 補 助 金	550,000	550,000	0	市補助金(防災活動事業費)
3. 寄 付 金	1,000	1,000	0	
4. 負 担 金	1,657,000	1,657,000	0	研修会等負担金(会長宿泊研修・役員日帰り研修・役員懇親会・ホウリング大会)
5. 連協広報紙等企業協賛金	400,000	410,000	△ 10,000	連協広報紙、自治会長便利帳の広告収入
6. 繰 越 金	7,157,386	3,372,957	3,784,429	前年度繰越金
7. 雑 収 入	190	983	△ 793	預金利息
収 入 合 計	21,096,000	17,413,000	3,683,000	

支出の部

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減(△減)	説 明
1. 会議費	1,324,000	1,322,000	2,000	総会費、役員懇親会、会館使用料等
2. 事業費	12,408,000	12,463,000	△ 55,000	
① 印刷費	2,355,000	2,381,000	△ 26,000	連協広報紙(年2回)、自治会長便利帳、自治会長名簿等
② 加入促進費	722,000	855,000	△ 133,000	加入促進リーフレット、市民まつり会場等でのPR活動
③ 研修費	4,934,000	4,925,000	9,000	会長宿泊研修会、日帰り研修会、講演会・講習会等
④ 旅費	420,000	336,000	84,000	全国自治会連合会参加旅費
⑤ 負担金	169,000	159,000	10,000	全国自治会連合会負担金および全国大会分担金
⑥ 地区連活動費	2,458,000	2,457,000	1,000	地区連合会交付金
⑦ 防災活動費	800,000	800,000	0	自治会防災訓練等補助金
⑧ 協働促進費	350,000	350,000	0	協働促進事業
⑨ 賛助金	200,000	200,000	0	市民まつり、花火大会等賛助金
3. 事務費	1,887,000	1,936,000	△ 49,000	
① 消耗品費	150,000	150,000	0	事務用消耗品費
② 通信費	550,000	550,000	0	各種通知用通信費等
③ 使用料等	656,000	735,000	△ 79,000	印刷機・ファックス使用料、印刷機賃借料、連協ホームページサーバー使用料等
④ 保険料	530,000	500,000	30,000	防犯灯・掲示板施設賠償責任保険
⑤ 備品購入費	1,000	1,000	0	
4. 雑費	88,000	72,000	16,000	事務局来客用お茶代等
5. 慶弔費	150,000	150,000	0	弔慰金、見舞金
6. 交際費	105,000	150,000	△ 45,000	広告掲載料等
7. 積立金	300,000	300,000	0	創立60周年記念積立金
8. 修理費	10,000	10,000	0	物品等修理費
9. 予備費	4,824,000	1,010,000	3,814,000	
支出合計	21,096,000	17,413,000	3,683,000	

令和3年度委託金会計

単位：円

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	増
自 治 会 事 務 委 託 費	90,829,000	91,672,000	△ 843,000

※ 本会計は、収支同額(実績払い)のため、収支計上は行わない。

令和3年度積立金会計

単位：円

科 目	本 年 度 積 立 額	前 年 度 繰 越 額	本 年 度 末 積 立 総 額
創 立 記 念 積 立 金	300,000	1,802,303	2,102,303
			連協創立記念式典積立金

市川市自治会連合協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、市川市自治会連合協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、市川市役所内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、本会に加入している自治（町）会相互の連絡協調と親睦をはかり、共通の問題を研修・協議し、行政に協力するとともに市民意識の高揚と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会主催の、研修会、講習会、講演会等の企画・実施に関すること。
- (2) 地域における諸問題等を、関係機関に要望提出及び解決に関すること。
- (3) 市民に対し市行政についての周知徹底および協力に関すること。
- (4) 自主防災、自主防犯、交通対策など市民生活の安全安心に関すること。
- (5) 社会福祉事業、環境保全の推進に関すること。
- (6) 本会機関誌の編集・発行・配布および本会諸活動の周知に関すること。
- (7) 自治（町）会活動功労者等の表彰に関すること。
- (8) その他、本会の目的達成のため必要と認められる事業に関すること。

(組 織)

第5条 本会は、本会に加入した自治（町）会をもって構成し、市域に地区自治会連合会（以下、地区連という）を置く。ただし、地区連を置くにあたっては、自治（町）会数、加入世帯数、地域事情等を考慮して構成するものとする。

(役 員)

第6条 本会には次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	7名以内
常 任 理 事	若干名
理 事	50名以内
会 計	2名
監 事	2名

- 2 役員の任期は、2年（定期総会から次次期の定期総会まで）とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員を生じ本会の運営に支障をきたす場合は、理事会の議を経て後任者を補充できるものとする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 1項の規程によるもののほか、本会に対して特に功績のあった者（現職の自治（町）会長であることを問わない）について理事会にはかり顧問又は相談役に就任の依頼をすることができるものとする。

（役員を選任）

第7条 会長は、常任理事会において地区連会長の中から選出し、理事会の議を経て総会の承認を受けなければならない。

- 2 副会長は、地区連会長および女性会長の代表者の中から会長が指名し、理事会の議を経て総会の承認を受けなければならない。また、会長の指名により、副会長の中から総括担当副会長、及び各部会の部長が選任される。
- 3 常任理事は、会長、副会長に就任した者以外の地区連会長及び女性の理事の代表者が就任するものとする。
- 4 理事は、別に定める基準に基づき地区連より選任された自治（町）会長が就任するものとする。
- 5 会計は、理事の中から理事会において選任し、総会の承認を受けなければならない。
- 6 監事は、前各項の役員に就任した者以外の自治（町）会長の中から総会において選任するものとする。

（役員の仕事）

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 総括担当副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。また、副会長間の連絡調整を図るものとする。
- 3 副会長は会長を補佐し、部会の部長に選任された場合は、担当する部会の討議・決定事項等について、常任理事会及び理事会に報告するものとする。
- 4 常任理事は、会長より諮問された事項について答申しなければならない。

- 5 理事は、別に定める部を担当し、事業計画等に基づきその実施にあたる。
- 6 会計は、本会の経理を司る。また、必要がある場合は地区連、自治（町）会の経理処理の指導を行うことができるものとする。
- 7 監事は、本会の会務および経理を監督・監査する。また、必要がある場合は地区連、自治（町）会の経理について監査することができるものとする。

（部会および女性会長会）

第9条 本会の目的達成、年度事業計画を実施するため部会を設ける。この他、女性会長会を設ける。

- 2 部会に関する必要事項は役員会で定める。
- 3 女性会長会は、常任理事会、理事会で女性の意見を反映させるための意見交換の場とする。
- 4 女性会長は、女性会長会に原則として参加するものとする。

（会 議）

第10条 本会の会議は、総会、役員会、正副会長会、常任理事会、理事会、部会、女性会長会とする。

- 2 総会は、本会の最高議決機関であって、本会に加入している自治（町）会長をもって構成する。
定期総会は毎年度当初に、臨時総会は役員会が必要と認めたとき、または本会に加入している自治（町）会長の3分の1以上から請求があったときに開催するものとする。
次の事項は、定期総会に付議しその承認または議決を得なければならなり。
 - (1) 前年度事業報告および決算
 - (2) 決算監査報告
 - (3) 当年度事業計画および予算
 - (4) 役員を選任および解任
 - (5) 会則等の改廃
 - (6) 役員会が総会に付議すると認めた事項

- 3 役員会は、全役員で構成し、会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の請求があったときに開催するものとする。
- 4 正副会長会は、会長、副会長で構成し、会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の2以上の請求があったときに開催するものとする。また、次の事項を検討する。

- (1) 会則等に関する事項
- (2) 関係団体への表彰推薦について
- (3) その他会の運営に関し、検討を要する事項

- 5 常任理事会は、会長、副会長、常任理事で構成し、会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の請求があったときに開催するものとする。
- 6 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事、会計で構成し、会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の請求があったときに開催するものとする。
- 7 部会は、正・副部長、部会担当理事で構成し、必要の都度開催するものとする。また、必要がある場合は他部会と合同で開催することができるものとする。
- 8 女性会長会は、必要の都度開催するものとする。
- 9 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、総会、常任理事会、理事会は、3分の2以上の出席をもって成立する。なお、委任状をもって出席とみなすことができる。
- 10 すべての会議の議決・承認は、出席者の過半数の賛成により採択する。
- 11 総会、部会、女性会長会を除く会議の議長は会長が務める。

(会 計)

第11条 本会の経費は、会費、補助金、委託金、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計は、一般会計、委託金会計、積立金会計に分類し処理するものとする。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任事項)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の事業および運営について必要な事項は役員会において定める。

附 則

- 1 この会則は平成12年5月26日から施行する。
- 2 昭和40年12月12日制定の会則およびその後の改正会則並びに防災部設置及び活動基準は廃止する。

3 地区連選任の理事の定数は次のとおりとする。

基本定数	地区連会長	+	1名
加入世帯割	1名/5,000世帯	端数切り上げ	

4 会長、副会長の選出に当たっては、自治会数、加入世帯数、地域事情等を考慮し、原則として次の基準により選出するものとする。

市川地域	4名	行徳地域	2名
女性会長会の代表者	1名		

5 第5条（組織）のただし書の規定は、本会則の施行日以降に地区自治会連合会を設置する場合に適用する。

6 平成24年5月25日一部改正
平成26年5月23日一部改正
平成30年5月18日一部改正
令和元年5月17日一部改正

部会設置および活動基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、市川市自治会連合協議会会則第4条ならびに第9条に基づき部会の設置および活動について必要な事項を定めるものとする。

(部会組織及び事業)

第2条 部会組織、構成および担当事業等はつぎのとおりとする。

1 総務企画部

(1) 部員は9名以内とし、うち部長・副部長は各1名とする。

(2) ア 会則等に関する事項

イ 組織に関する事項

ウ 表彰および慶弔に関する事項

エ 年度事業計画策定に関する事項

オ 年度予算策定に関する事項

カ 他の部会に属さない事項

2 事業推進部

(1) 部員は8名以内とし、うち部長・副部長は各1名とする。

(2) ア 事業計画に基づく会長研修会、役員研修会の実施に関する事項

イ 事業計画に基づく各種研修会、講習会、講演会等の実施に関する事項

ウ 社会福祉の充実にに関する事項

エ 環境保全の推進に関する事項

3 広報宣伝部

(1) 部員は10名以内とし、うち部長・副部長は各1名とする。

(2) ア 市川市自治会連合協議会広報の編集、発行、配布に関する事項

イ 市行政の市民に対する周知徹底および協力に関する事項

ウ その他本会の活動等の周知に関する事項

4 安心まちづくり部

(1) 部員は12名以内とし、うち部長・副部長は各1名とする。

(2) ア 自主防災活動に関する事項

イ 自主防災組織結成の促進に関する事項

ウ 自主防犯活動に関する事項

5 協働促進部

(1) 部員は12名以内とし、うち部長・副部長は各1名とする。

(2) ア 自治会未加入者対策に関する事項

イ 市と協働して行う活動の推進に関する事項

ウ サークル活動の推進に関する事項

6 前各項に定めるもののほか、市川市社会福祉協議会、防犯協会、交通安全協会との連携に関する事項は総括担当副会長が担当する。

- 7 会長、総括担当副会長、常任理事（副会長を除く）、会計は各部会に組み入れない。
ただし、各部会から出席の依頼があった場合は、出席を妨げるものではない。

（部会役員を選任）

第3条 各部会の部長は、副会長の中から会長が選任する。

- 2 各部会の副部長は、部長の推薦を受け部会において承認を受けるものとする。

- 3 各部会の部員は、理事の中から地区連会長が選任し、会長が調整する。

（会議等）

第4条 各部会は、必要の都度部長が招集し、討議内容の要旨・結論を常任理事会に報告し承認を得た後、理事会に必要事項を提案しなければならない。

第5条 各部会で共通する審議事項については、合同部会で審議することも可とする。

附 則

1. この基準は、平成12年6月13日から施行する。
2. 平成24年5月25日一部改正
平成25年5月24日一部改正
平成26年5月23日一部改正
令和元年5月17日一部改正

市川市自治会連合協議会表彰等規程

第1条 市川市自治会連合協議会の行う表彰等は、会則第4条に基づき、本規程において必要な事項を定める。

第2条 市川市自治会連合協議会長（以下「連合協議会長」という）は、次の各号の一に該当する者に対し表彰を行う。

- (1) 自治（町）会長として在職期間が2年以上5年未満の退任者。なお、この号による表彰は、1回限りとする。
- (2) 自治（町）会長として在職期間が通算5年、それ以降5年ごとの者
- (3) その他特に賞揚するに当たると認められる業績のあった者

第3条 連合協議会長は、次の各号の一に該当する者に対し、市長に表彰の上申を行う。

- (1) 自治（町）会長として在職期間が連続で概ね10年の者
- (2) 自治（町）会長として在職期間が連続で概ね10年の者の配偶者又はそれ以外の家族のうち1名
- (3) その他特に賞揚するに当たると認められる業績のあった者

第4条 在職年数は、会長に就任の月から起算し表彰の月までを計算する。

第5条 表彰は表彰状の授与によりこれを行う。ただし、金品を加授することがある。

第6条 表彰は、原則として毎年総会の席上でこれを行う。

第7条 第2条により表彰を要すると認められる者があるときは、自治会連合協議会事務局において調書を作成し、表彰の日の30日前までに連合協議会長に提出しなければならない。

- 2 連合協議会長は、提出された調書につき表彰の可否をすみやかに決定し

なければならない。

第8条 現職の自治（町）会長（以下「会長」という）が疾病または負傷により、2週間以上入院したときは見舞金として5,000円を贈る。

第9条 会長若しくは、その家族、または前会長が死亡したときは、次の各号の区分により遺族に対し、それぞれ弔慰金または生花を贈る。

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 会長 | 10,000円及び生花 |
| (2) 配偶者 | 5,000円及び生花 |
| (3) 配偶者以外の家族 | 5,000円 |
| (4) 前会長 | 生花 |

2 前項第3号の配偶者以外の家族とは、父母であつて会長と生計を共にするものをいう。

3 第1項の前会長とは、会長職を退任後1年以内の者をいう。

附 則

1 本規程は、昭和41年5月12日から実施する。

2 昭和44年 5月17日一部改正 昭和50年 6月 1日一部改正

昭和51年 8月12日一部改正 昭和52年 5月 1日一部改正

昭和59年 4月17日一部改正 昭和60年 3月22日一部改正

昭和61年 3月 3日一部改正 昭和62年 3月26日一部改正

昭和63年11月24日一部改正 平成 元年 3月28日一部改正

平成13年 5月23日一部改正 平成24年 5月25日一部改正

平成25年 5月24日一部改正

